

# 旅行キャンセル費用保険「合宿キャンセル保険」 重要事項説明書

## 一まとめ

### 商品の仕組み

合宿・遠征の参加者が、普通保険約款および特約で定めるやむを得ない理由のうち、マイページの契約内容に表示された理由に該当したことにより被保険者（合宿・遠征参加者の保護者※）が予約をキャンセルした場合に、被保険者が負担する、キャンセル料を補償します。（詳細は、お申込み時のご契約内容確認画面、マイページの契約内容、普通保険約款および特約をご確認ください。）

※合宿・遠征の参加者が成人（高校生を除く）の場合、被保険者は合宿・遠征の参加者本人となります。

### ご契約いただけない場合（主だった条件）

以下のような場合は、ご契約いただけませんので、ご注意ください

- ・ 申込時点において、旅行出発日（合宿・遠征の初日を指す。以下同じ）が1年超先の場合
- ・ 申込時点において、旅行出発日までの期間が15日未満の場合

### 保険金をお支払いできない状況（主だったもの）

以下のような場合は、保険金が支払われませんので、ご注意ください

- ・ 被保険者または合宿・遠征参加者の、普通保険約款および特約に定める理由以外の理由によるキャンセルの場合
- ・ 保険のお申込時に既に発生していた事象を事由としたキャンセルの場合  
(例) お申込み時に既に診断されていた疾病により入院した場合や、お申込み時に既に発令されていた外出自粛要請に従った場合 等

### 保険料のお支払い

保険料は、一括払でご登録いただいたクレジットカードまたは当社が指定したコンビニエンスストアからお支払いいただきます。

### 解約等

いつでも解約ができます。解約手続き完了後、すぐに保険契約が消滅します。

- ・ 旅行出発日から遡って16日（旅行出発日当日を含む）以前の解約の場合のみ、保険料から事務手数料200円を除いた金額を返還します。
- ・ 旅行出発日から遡って15日（旅行出発日当日を含む）以内の解約の場合や、既に保険金をお支払いしていた場合は、解約返戻金はありません。
- ・ 旅行出発日の変更を伴う予約の変更をした場合は、この保険はいったん解約し、必要に応じて再加入をお願いします。

この書面では、ご契約に関する重要な事項のうち、  
保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項【契約概要】と  
お客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】を記載しています。  
ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願ひいたします。  
本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、当会社までお問い合わせください。

## **1. 商品の仕組み** 【契約概要】

- (1) この保険は、合宿・遠征参加者の保護者（合宿・遠征参加者が成人（高校生を除く）の場合は合宿・遠征参加者本人）を被保険者とし、合宿・遠征参加者のやむを得ない理由により、被保険者が予約をキャンセルした場合に負担する、キャンセル費用を補償します。
- (2) 補償の対象となるやむを得ない理由は、マイページに表示される契約内容に定められたキャンセル事由のみとなります。
- (3) この保険の支払保険金は、以下の通りです。

支払保険金 =

被保険者が実際に負担したキャンセル料 × マイページに表示された補償割合（100%）

ただし、キャンセル事由の発生から遅滞なく予約のキャンセルを行わなかったことによりキャンセル料が増加した場合などは、被保険者が実際に負担したキャンセル料が100%補償されないことがあります。

## **2. ご加入条件（保険金額等）について** 【契約概要】

- (1) この保険には、合宿・遠征参加者の保護者（合宿・遠征参加者が成人（高校生を除く）の場合は合宿・遠征参加者本人）のみお申込みいただけます。
- (2) この保険は、旅行出発日の1年前から15日前（旅行出発日を含む）までの間に行われた予約に関して、この期間内にこの保険の申込および保険料の支払が完了した場合（クレジットカードの支払予約含む）のみお申込みいただけます。
- (3) この保険は、旅行出発日の15日前（旅行出発日を含む）までお申込みいただけます。
- (4) この保険の保険金額は、保険契約お申込み時点での合宿・遠征の参加者一人当たりの旅行代金（合宿・遠征の参加費を指す。以下同じ）で、キャンセル料の計算対象となる金額です。

## **3. 責任開始日及び保険期間について** 【契約概要】 【注意喚起情報】

インターネットでのお申込手続き完了後、保険契約が成立した時点から補償が開始されます。その際、当会社より保険契約のお申込み受付メールを登録アドレスにお送りします。

補償の終了は、旅行出発日の午後12時となります。

#### **4. 補償内容について 【契約概要】**

合宿・遠征の参加者に下記のいずれかの事由のうちマイページに表示される契約内容に定められた事由が生じ、これを直接の原因として、被保険者が予約をキャンセルしたことにより、被保険者がキャンセル料を負担した場合に保険金をお支払いします。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

- (1) 合宿・遠征参加者の死亡  
ただし、旅行出発日から遡って31日以内に、三親等以内の親族が死亡した場合に限ります。
- (2) 合宿・遠征参加者の親族の死亡  
ただし、旅行出発日から遡って7日以内（旅行出発日当日を含む、以下同じ）の場合に限ります。
- (3) 合宿・遠征参加者の入院  
ただし、旅行出発日から遡って7日以内（旅行出発日当日を含む、以下同じ）の場合に限ります。
- (4) 合宿・遠征参加者の通院  
ただし、以下の場合に限ります。
  - ① 旅行出発日当日または前日に通院した場合
  - ② 季節性インフルエンザにより、旅行出発日から遡って6日以内に通院した場合
- (5) 合宿・遠征参加者の家屋の損壊  
ただし、旅行出発日から遡って31日以内に、合宿・遠征参加者が普段居住されている家屋に100万円以上の損害が発生した場合に限ります。
- (6) 避難指示  
ただし、旅行予定日に、合宿・遠征の利用予定地に対し公的機関による避難の指示等が発令された場合に限ります。
- (7) 合宿・遠征参加者の親族の介護・看護  
ただし、旅行出発日の当日または前日に、合宿・遠征参加者の一親等以内の親族が入院または通院を行った場合に限ります。
- (8) 指定感染症等を原因とするキャンセル  
ただし、以下の場合に限ります。
  - ① 旅行出発日において、合宿・遠征の参加者が指定感染症等にかかったことにより医師の判断で宿泊療養もしくは自宅療養を余儀なくされた場合または入院した場合
  - ② 旅行出発日において、国、地方公共団体または医師により合宿・遠征の参加者が指定感染症等にかかった疑いがあると判断されたため行った検査の結果が判明していない場合
  - ③ 旅行出発日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき合宿・遠征の参加者が健康状態の報告を求められている場合
  - ④ 旅行出発日において、感染症について、法令に基づき設置された対策本部の長または地方公共団体の長による外出自粛要請に基づき、合宿・遠征の参加者が外出を自粛した場合

#### **5. 保険金をお支払いできない主な場合 【契約概要】 【注意喚起情報】**

保険金をお支払できない主な場合は以下の通りです。詳しくは普通保険約款・特約をご参考ください。なお、以下の場合の他、保険お申込時に既に発生していた事象を原因とするキャンセルについては、保険金をお支払できません。

- (1) 保険契約者、被保険者または合宿・遠征参加者の故意または重大な過失
- (2) 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- (3) 保険契約者、被保険者または合宿・遠征参加者の犯罪行為または闘争行為
- (4) 被保険者または合宿・遠征の参加者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔った状態もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動
- (7) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- (8) 前（3）の事由に随伴して生じた事故による傷害もしくは疾病、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害もしくは疾病
- (9) 前（7）以外の放射線照射または放射線汚染
- (10) 被保険者または合宿・遠征の参加者が、旅行会社が予め定める基準等を満たしておらず、旅行会社を利用できなかった場合
- (11) 当会社が、被保険者がキャンセル費用を負担したことを、客観的事実をもって確認できない場合
- (12) 合宿・遠征の参加者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

## **6. 保険料のお支払方法について 【契約概要】**

保険料は一括払で、クレジットカードまたは当社が指定したコンビニエンスストア払いによるお支払いになります。「保険料のクレジットカード払特約」および「保険料のコンビニエンスストア払特約」において、払込手続、保険料払込みなし扱いおよびクレジットカード会社やコンビニエンスストアから保険料を領収できない場合の扱い等について規定します。

## **7. 告知事項・通知事項について 【契約概要】 【注意喚起情報】**

- (1) この保険には、ご契約者または被保険者に、ご契約時に正確に告知していただく義務（告知義務）のある事項はありません。
- (2) 旅行会社の事情により、予約が解除され、旅行代金の全額払戻しを受けた場合には、マイページよりご連絡ください。保険料を返還いたします。
- (3) 旅行出発日の変更を伴う予約の変更を行った場合は、変更前の予約に関するこの保険については解約し、必要に応じ変更後の予約に関して再度この保険をお申込みください。
- (4) 旅行出発日の変更を伴わない予約の変更を行った場合は、変更前の予約に関するこの保険をそのまま継続いただくことも可能です。その場合、予約をキャンセルした場合の保険金のお支払額は、実際に発生したキャンセル費用または変更前の旅行代金に基づいて計算したキャンセル費用のいずれか低い方とします。

## **8. お申し込みの撤回（クーリング・オフ）について 【注意喚起情報】**

この保険は、保険期間が1年以内のため、クーリング・オフの対象とはなりません。

## **9. 解約時の保険料の返還について 【契約概要】**

- (1) 解約のお手続きは、マイページより行っていただくことができます。解約のお手続きを行った日が解約日となります。
- (2) 解約日が旅行出発日から遡って16日（旅行出発日当日を含む）以前の場合、すでに払い込まれた保険料から事務手数料200円を除いた金額を、ご登録のクレジットカードまたは銀行口座を通じて返還します。ただし、すでに払い込まれた保険料から事務手数料200円を除いた金額がマイナスとなる場合には解約返戻金はありません。
- (3) 解約日が旅行出発日から遡って15日（旅行出発日当日を含む）以内の場合は、解約返戻金はありません。保険契約を解約するまでに保険金を支払っていた場合にも、解約返戻金はありません。

## **10. 満期返戻金・契約者配当金について 【契約概要】**

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

## **1.1. 少額短期保険破綻時等の取扱いについて** 【契約概要】 【注意喚起情報】

- (1) 当会社は、事故が当会社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、当会社の定めるところにより、保険期間の中途において保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。
- (2) 当会社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。

## **1.2. 保険金の請求手続きについて** 【注意喚起情報】

- (1) 保険金の支払事由が発生した場合は、当会社まで、すみやかにご連絡ください。
- (2) 保険金の請求手続きは、マイページより行っていただくことができます。ご不明な点は当会社までお問合せください。
- (3) 保険金の請求に際しては、キャンセル料を負担したことの証明書、キャンセル事由の証明書等、当会社の指定する書類を提出いただくことが必要となります。証明書等の書類取得にかかる費用はお客様にてご負担いただきます。
- (4) 保険金を請求する権利は、保険金の支払事由が生じたときから3年間ご請求がなかった場合、時効により消滅いたしますのでご注意ください。

## **1.3. 補償重複について** 【注意喚起情報】

保険契約者または被保険者が契約されている他社の保険契約等（共済契約、または異なる保険種類の特約を含みます。）に、すでにこの保険と同様の補償がある場合、補償が重複することがあります。この場合、補償が重複していても保険金は二重には支払われず、保険料が無駄になることがありますので、補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。

## **1.4. 保険証券発行の省略** 【契約概要】

当会社は、この保険において書面による保険証券の発行は行わず、保険契約者に専用のIDとパスワードを交付して、保険契約者がこれを入力することにより、インターネット上のマイページにログインして保険契約の詳細内容をご確認いただく方法を実施しておりますので、予めご了承ください。

## **1.5. 少額短期保険業者の引受制限について** 【注意喚起情報】

少額短期保険業者には、保険業法上、引き受けられる保険に以下の制限があります。

- (1) 保険期間は1年以内（損害保険商品は2年以内）であり、1被保険者あたりの保険種類ごとの保険金額が法令で定める金額以下（医療保険：80万円、損害保険：1,000万円など）。
- (2) 1被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が1,000万円以下（個人賠償責任保険については、別枠で1,000万円以下）。
- (3) 1保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下（損害保険の場合は10億円以下）。

## **16. 指定紛争解決機関について 【注意喚起情報】**

当会社は、お客様からお申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、当会社が契約する指定紛争解決機関の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。

「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀 SF ビル 2 階

Tel 0120-821-144 Fax 03-3297-0755

受付時間:9:00 ~12:00、13:00 ~17:00 受付日: 月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

## **17. 支払時情報交換制度 【注意喚起情報】**

当会社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とする目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※本制度に参加している少額短期保険業者等につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。

<http://www.shougakutanki.jp/>

本書面に関するお問い合わせやご相談・苦情等は

**スマートプラス少額短期保険株式会社** 関東財務局長（少額短期保険）第 93 号

〒102-0073

東京都千代田区九段北 1 丁目 8 番 10 号住友不動産九段ビル 9 階

メールアドレス:support-cancel@smartplus-insurance.com

2025 年 5 月 合宿\_重説\_0003\_02